

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所  
の再処理施設及び核燃料物質使用施設の保安規定変更認可申請に係る  
面談

2. 日時: 令和2年6月19日(金) 13時30分～15時30分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議システムにて実施

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、来住管理官補佐、本多主任安全審査官、川末主任安全審査  
官、小舞管理官補佐、田村管理官補佐、堀内安全審査官、山田係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 課長 他23名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、  
令和2年6月5日、10日、12日及び17日の面談※時の指摘を踏まえて、人形峠  
環境技術センターの加工施設及び使用施設の保安規定変更認可申請について、  
資料に基づき、以下の説明があった。また、核燃料サイクル工学研究所(以下  
「核サ研」という)の使用施設及び再処理施設の保安規定変更認可申請につい  
て、資料に基づき主に以下の説明があった。

- 審査基準の「従業員の引継ぎ時に実施すべき事項」、「核燃料物質等の使用前  
及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項」及び「管理区域内で汚染のおそ  
れのない区域に物品又は核燃料物質を移動する際に講ずべき事項」について  
は、原子力機構各拠点において従前から記載されている施設と今回新たに追記  
した施設がある。核サ研使用施設においては、引継ぎ時に実施すべき事項に係  
る記載を新規に追加したが、交替勤務がなく引き継ぎがない施設、管理区域  
内において汚染おそれのない区域が存在しない施設があり、施設の状況に応じて、  
記載が不要な施設がある。
- 核サ研においては、核燃料取扱主務者を補佐する組織は設けておらず、設けて  
いないことによる問題はこれまで生じていない。
- 核サ研の管理区域においては、汚染のおそれのない区域は存在しない。
- 核サ研においては拠点内における共通改正事項はないが、技術情報の共有、  
不適合発生時の情報公開について保安規定内の QMS に関する規定に追加す  
ることとした。
- 核サ研の再処理施設における、主な変更事項は核燃料取扱主務者の同意手続  
きに係る記載の適正化と再処理規則第14条(工場又は事業所において行われ

る運搬)の改正に伴う変更を行っている。

(2)原子力規制庁から、以下のように伝えた。

- 施設の状況によって引継ぎが存在しない施設があること、管理区域において汚染のおそれのない区域の該当がない施設があることについては理解した。核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項と合わせ、説明のあった内容について確認する。
- 本日説明のあった内容を踏まえ、引き続き確認のうえ、必要に応じて説明を求める。

(3)原子力機構から、承知した旨の発言があった。

## 6. 配付資料

- ・保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】
- ・保安規定審査基準規則要求と保安規定改定案の対比表(核サ研使用施設)
- ・規制庁質問事項に係る条文及び各拠点毎の記載内容整理

[令和2年6月5日 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の3条改正に伴う保安規定の変更認可申請に係る設置者ヒアリング](#)

[令和2年6月10日国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの加工施設及び使用施設の保安規定変更認可申請に係る面談](#)

[令和2年6月12日 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの核燃料物質加工施設及び使用施設の保安規定変更認可申請に係る面談](#)

[令和2年6月17日 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの加工施設及び使用施設の保安規定変更認可申請に係る面談](#)